

防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた社会資本整備  
の更なる推進を求める意見書（案）

本県においては、近年、頻発化・激甚化する台風や局地的豪雨への対策のみならず、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震への対策が喫緊の課題である。「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の取組が最終年度を迎える中、対策の必要な個所は未だ多数存在している。加えて、老朽化の進む既存の社会資本は、災害時に被災しやすいなど国土強靱化の支障となっている。

また、世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症への対策は、厳しいレベルの県民への自粛要請を伴ったことから、社会経済活動の停滞により民間需要が大幅に落ち込むなど地域経済は大打撃を受けている。感染症への対策に万全を期しながら、地域経済の復興に向け早急に対応する必要があり、建設中も完成後も地域経済に広範な効果を得ることができる公共事業の推進が経済対策として重要な役割を果たすと期待されている。

については、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の着実な整備と一日も早い地域経済復興のため、必要な公共事業予算を安定的に確保し、紀伊半島一周高速道路の未整備区間の解消や浸水・土砂災害対策、地震・津波対策、さらには地域の特徴を活かしたまちづくりなどこれまで以上に推進する必要がある。

以上のことから、国においては、下記の事項に特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 防災・減災、国土強靱化対策を推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の後に続く新たな措置を講じ、必要な予算を安定的に別枠で確保すること。
- 2 今回の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に含まれていない社会資本の老朽化対策について、予防保全への転換に向け、計画的かつ着実な取組が推進できるよう特段の措置を講ずること。
- 3 地方の社会資本整備を着実に推進するため公共事業予算の安定的かつ持続的な総額を確保するとともに、地域経済の早期復興を図るため公共事業を含めた追加的な補正予算を編成すること。  
その際、臨時交付金による地方負担軽減策を併せて講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月26日

様

和歌山県議会議長 岸 本 健  
(提出者)

建設委員会委員長 中本 浩精

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

国土強靱化担当大臣

内閣府特命担当大臣 (防災)